ともに考え、ともに備え、ともに守る。

防災庁

令 和 8 年 11 月 13 日
防災庁統括官（総合政策担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付

防災庁
災害対応車両登録制度

災害対応車両登録制度ステッカーの取り扱いについて

災害対応車両登録制度へ登録をされた方等には、災害対応車両登録ステッカー（以下「登録ステッカー」とします。）を配布しています。登録から概ね1か月後を目途に送付をしています。詳細は以下の通りです。

1. 登録ステッカーの配布対象

（1） 災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第93号（以下「登録規程」といいます。））第3条第1項の規定に基づく登録をした災害対応車両の所有者（以下「所有者」といいます。）にステッカーを配布します。
（2） 登録規程第3条第2項の規定に基づく登録をした災害対応車両調整法人（以下「調整法人」といいます。）。なお、調整法人への配布枚数は、災害対応車両検索システムを通じて提出された配車調整を行う車両（以下「配車調整車両」といいます。）の一覧（以下「配車調整車両一覧」といいます。）に掲載をした台数分とします。

2. 登録ステッカーの使用ルール

（1） 使用要件・貼付場所等

所有者は、登録を行った災害対応車両に登録ステッカーを貼り付けることができます。

また、調整法人又は配車調整車両の所有者は、配車調整車両に登録ステッカーを貼り付けることができます。

所有者若しくは調整法人又は配車調整車両の所有者が登録ステッカーを貼り付けることにより、平時の事業活動に支障が生じる場合（例えば、調整法人の販売用又はリース用のキャンピングカーについて、登録ステッカーを貼付することにより、販売又はリース事業において支障が生じるなどの場合等）においては、発災時に派遣要請を受けて、被災地で支援活動に当たる際に貼り付けることとしても差し支えありません。

なお、貼り付け位置は特に指定はございませんが、道路運送車両法に基づく車両保安基準に抵触しないよう、フロントガラス、運転席横のガラス、助手席横のガラス及びナンバー並びに灯火類等へ貼り付けることがないようにしてください。

（2） 取り外しについて

所有者又は調整法人が登録規程第10条の規定に基づく登録の抹消がなされた場合は、所有者若しくは調整法人又は配車調整車両の所有者は、車両から登録ステッカーを取り外すものとします。

また、調整法人が配車調整車両一覧から配車調整車両の所有者を除外した場合は、調整法人から配車調整車両の所有者に対し、登録ステッカーの取外しが確実に行われるよう連絡を行うようにしてください。

（3） 善管注意義務・不正使用等への対応について

所有者若しくは調整法人又は配車調整車両の所有者は、登録ステッカーを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

①に記載の使用要件以外の使用が判明した場合並びに第三者への譲渡又は転売等を目的とした行動を確認した場合は、登録規程第9条第5項に基づく登録の取消の対象となりますのでご注意ください。

（4） 追加交付について

登録ステッカーの追加交付は、下に記載の場合に限り行います。

・ 調整法人が新たに配車調整を行う車両の一覧へ車両を追加した場合

なお、再交付は原則いたしません。

（5） 登録ステッカーの追加交付手続について

登録規程第7条第9項に基づく毎年4月末日及び10月末日時点の登録情報の確認の際に、配車調整車両一覧の見直しを行った上で、追加配布の対象となる車両がわかる資料を添付し、下に掲載の様式から申請を行ってください。

申請書をダウンロード（word）
申請書をダウンロード（PDF）
提出先：防災庁統括官（総合政策担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
提出先メールアドレス：bousaichou.d-trace「@」ndma.go.jp
※ @マークの括弧（ 「 」 ）は外して送信してください。

※ ご不明な点がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせください。
防災庁統括官（総合政策担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
電話：03-3503-5691（直通）

令和　年　月　日

災害対応車両登録制度ステッカー追加交付申請書

追加交付について、下記のとおり申請します。

●基本情報

ご氏名／団体名 （本制度に登録している車両所有者名又は調整法人名を記入してください）	
担当者名	
車両ID又は調整法人ID	
電話番号	
メールアドレス	
追加交付申請の理由	

●追加対象車両の情報について

災害対応車両検索システム（D-TRACE）へ登録をした配車調整車両一覧を用いるなどし、追加対象車両がわかる資料を添付してください。